

○議長 小田 武人君

1 番、内海議員の一般質問を許します。内海議員。

○議員 1 番 内海 猛年君

それでは、最後になりますけども、よろしくお願ひいたします。

1 番、内海、通告書によりまして一般質問を行います。まず、件名 1、教科書採択問題についてであります。

前教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律に違反し、教科書採択にかかわった問題は、文部科学省の要請を受けて福岡県教育委員会が調査するなど、芦屋町にとって大変不名誉なことです。私たち議員には、当初、昨日の行政報告の中で、町長のほうから 5 月 15 日の全員協議会で経緯等についての説明をされたということでございますが、先ほど申しましたように二度とあってはならないことですので、再度質問をさせていただきます。

要旨 1 点目、新聞等で前教育長が法令に違反して、教科書採択にかかわったことが報道されたが、再発防止のため、今後どのような対策を講じられるのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、教科書採択に係る文部科学省及び福岡県教育委員会の通知文書、そして、長いので、地教行法と略させていただきますが、地教行法第 14 条 6 項の再確認を行っております。

そして次に、教科書採択を行う際には、地教行法第 14 条 6 項に抵触することのないように、教育長及び教育委員だけでなく、我々同席する職員も含め、全員から 3 親等以内に利害関係者がいない旨の誓約書をとることを、教育委員会定例会で決定いたしました。

最後に、当然のことですが、教育長及び教育委員会職員は関係法令を熟知するよう努め、今後も法令遵守に努めていく所存でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1 番 内海 猛年君

今、教科書の採択のときに、事前に誓約書をとるというお話でございました。先ほど教育課長がお話をしました法の第 14 条第 6 項には、「教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。」となっております。今、教科書

平成 29 年第 2 回定例会（内海猛年議員一般質問）

の採択問題という点をとられましたけれども、いろいろな案件があるのではないかと思います。それと 3 親等といいますと、おい、めいまで該当しますよね。その時点で、この教科書問題以外
のことが発生した場合に、その時点で誓約書をとって、果たしてその関係ないということが明言
できるのかどうか、ちょっと私は疑問に思っております。要するに、会議を行うときに、もしか
したら議題でないような案件も、教育委員会の中で行える要素があるんじゃないかと。これが利
害関係が伴うものであればですね。だからその点で、私の要望なんですけども、要するに、この
委員さん、それから教育長さんと任用する前に、事前に利害関係が生じ得そうな、3 親等まで
の方の身元調査といいますか、勤務先等も事前に調査をすべきではないかと。

今回、教育長のこの問題が起こったのには、担当の職員もこの子供さんが出版会社に勤めてい
ることを知らなかったというのが大きな原因だと思います。もし、そこで知っていれば、教育委
員の中にはこの法令を知っていた方もおられるかもわかりません。当然該当するから同席はだめ
ですよということが発言できたのが、要するにその教育委員、教育長の身内の方または 3 親等以
内の方々の勤め先とか内情までは知らなかったのではないかと。だからやはり、これは事前に任
用する前に身元調査をして、こういうことが二度と起こらないようにするべきだと思いますが、
いかがでしょう。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

補足となりますが、今、議員が御指摘の件につきましても、教育委員会内部では議論させてい
ただきました。教育委員会内部で出した結論としましては、任用前の身元調査につきましても、
プライバシー上問題があるのではないかとということで、逆に教育委員または教育長に任命され
た後にですね、教育長もしくは教育委員会内部で聞き取り調査等で 3 親等以内の方について話を聞
かせていただくという方向性を持っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1 番 内海 猛年君

任用前ということになりますと、当然、人権問題、個人情報もございますので、不可能かわか
りませんが、一応任用した後はそういうことが二度と起こらないような体制をとっていただ
きたいと思います。

それでは、要旨 2 点目でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 6 条には、
教育長及び委員は地方公共団体に執行機関として置かれる議員との兼職禁止が規定されている。

平成 29 年第 2 回定例会（内海猛年議員一般質問）

他課との関連も生じるが、この問題を受けて職員の指導はされたのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

では、お答えいたします。

教育長及び教育委員は、議員御指摘のように兼職の禁止事項がございます。具体的に兼ねることができない職としては、地方議会の議員、地方公共団体の長、地方公共団体の常勤職員及び短時間の再任用職員、そして地方公共団体の委員ということになっております。ここでいう委員は、芦屋町でいいますと、選挙管理委員、固定資産評価審査委員、農業委員、監査委員になります。議員が御指摘の他課との関係、関連は、これら委員との関係かということであろうと思っております。

関連する部署としては、選挙は住民課、監査および固定資産は総務課、農業委員は地域づくり課になっております。これら関係部署に対しましては、この教育委員等の兼職の禁止規定について具体的に指示は今のところしておりませんが、今後指導していきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1 番 内海 猛年君

私がなぜこの質問をしたかといいますと、職員は数年経てば異動がございます。前任者はわかっているけれども、新しく来た人たちにはわからない。人事異動が行われたときにするのが、事務引継ぎですよね。一般的な事務の引継ぎをされる。これは当たり前のことです。ただ法律関係については、なかなか申し送りができていないのではないかと思います。その担当に来て、今回のように問題が起こって初めて、こういうことがあったんだなという認識を新たにされる。私はどの方がどの場所に異動しても万全に行える、また法が違反されることないように、当然大きなものではないんですけど、マニュアル的なものをつくって、それをちゃんと備えて、次に後任者がそれを確認するということが必要ではないかと思っておりますので、その辺のマニュアル作成についてはいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

どういうんですかね。兼職の禁止。それからそれ以外にも、いろいろな委員さんの規定は多々あります。これは地方自治法の中でも多々あります。地方公務員法の中でもあります。それが全

平成 29 年第 2 回定例会（内海猛年議員一般質問）

ての法律についてのマニュアルを具体的につくるというのは、いわゆる兼職の禁止等に関してのというよりは、やっぱり今回の前教育長の関係もそうなんですけど、本来その所管課の中で、今回でいえば、地方教育行政の組織及び運営に関する法律なんですよね。その組織運営に関する法律とかいうのは、教育委員会の職員として、当たり前として、その知っておかないけん、こういうものだろうと思います。したがって、それぞれの、それと職員はですね、一人一人職務を担っている。そしてその職務を担った中で、それぞれの課長、係長も職務権限がある。そういう中で具体的に一つ一つの法律を確認し、やっていく義務があるんですよ。だからそれを全体のマニュアルとしてつくるというよりは、やはり組織、そこそこの組織のきちんとした、ここ管理職おられますけど、自覚を持って対応していく。これがもう、ちょっと今回は、少々足らなかった。このように感じておりますので、今後はそういう各事務については管理者のもと、的確に運用していくという考え方でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1 番 内海 猛年君

全てのものを網羅したマニュアルというのは難しいという点は、私も十分熟知しております。今回問題になったこの教育長の問題とは別に、兼任禁止規定、これは今言ったように地方行政のほうには禁止規定があります。農業委員会の方にはございません。要するに片一方にあって片一方にないという事例があります。そしたらお互いが共通認識を持っていないと、要するに、得てして、間違えて選任する要素も出てくるわけですよ。その辺は充分踏まえた中で職員の指導をよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは続きまして、件名 2 点目、農業振興についてお尋ねします。

農業の実態は、農家戸数の減少や農業従事者の減少と高齢化、そして後継者不足などの多くの問題を抱えております。また、農業を行っている平均年齢は 65 歳を超え、後継者不足により耕作放棄地も増加しております。そのような中で、芦屋町第 5 次総合振興計画後期計画では、第 5 章に活力ある産業を育むまちにおいてということで、農業振興の取り組みが示されております。そこで次の質問をさせていただきます。

要旨 1 点目、地産地消の拡大やブランド化の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

まず、地産地消の取り組みについて、答弁いたします。

平成 29 年第 2 回定例会（内海猛年議員一般質問）

芦屋町で生産された農産物を、近隣の直売所やスーパーはまゆうへの出荷など、それと学校給食へ納入することで地産地消を推進しております。

平成 25 年度、ちょっと古い資料でございますけれども、芦屋町の学校給食における県産、地元産の青果物、これは野菜・果樹両方でございますけれども、その利用状況は、県産が、これ出荷数、キログラムでなっておりますけれども、県産が 41.2%、地元産が 35.6%と、県産の福岡県の平均が 28.5%、地元産の県の平均が 15.6%となっており、芦屋町の学校給食に占める地産地消率は高く、郡内でもトップの状況となっております。また、町内で実施する砂像展、「さわらサミット」等のイベントのときには、JA 青年部による軽トラ市等を行い、町内産の野菜の直売を行っております。

農業の啓発につきましてです。町内の小学校 5 年生を対象とした田植え、稲刈りそして餅つきなどの農作業の体験により、農業及び農産物を身近に感じることができる取り組みを、これも JA 青年部の協力を得ながら実施しております。

ブランド化の取り組みにつきましては、既に田屋ねぎ、赤しそはブランド化されておりますけれども、中間市遠賀 4 町、農業委員会、JA、NOSA I、県の関係機関で構成する遠賀・中間地区農業振興連絡協議会がございますけれども、ことし 4 月に策定しております第 7 次遠賀・中間地区農業振興計画においても、安全・安心を基本にした遠賀・中間ブランドづくり運動というものを展開しております。

また、芦屋町商工会が取り組んでおります特産品開発プロジェクト事業では、サワラの味噌漬けやサワラみりん、サワラのおやきを既に開発しておりますけれども、今年度は、新たに農産物を活用した商品開発に取り組む予定でございます。県下有数の産地でもあります芦屋町の赤しそ、国内でも珍しい高菜である結球高菜を活用した特産品の開発を検討中でございます。

ほかにも、遠賀・中間地区農業祭では、地域農業の情報発信を行い、地域住民の方に遠賀・中間地区の農業について PR をいたしております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1 番 内海 猛年君

今、地産地消とブランド化についての御回答がありました。学校給食における地産地消の普及率、今の答弁では 35.6%と。ちなみに国の食育基本法の食育推進計画においては、学校給食への地場農産物の利用を 30%以上の目標を定めていますということですから、芦屋町は県下でも高い率の中で、この目標値を上回っているのではないかと考えております。

それと、学校給食における地産地消を進める上で大事なことは、学校給食の現場と生産者また

平成 29 年第 2 回定例会（内海猛年議員一般質問）

は流通業者この方々が協議をする。要するに販売ルートまたは仕入れルート、そういうものを協議した中で成り立つものであります。学校給食の地産地消が進んだのは平成 14 年ぐらいに地産地消を進めようということが上がりました。当時の産業観光課、農林水産係なんですが、そこと学校給食、給食センター、J A、そして遠賀漁業組合、野菜協業組合、この 4 社が協議をして、仕入れの単価、手数料を紆余曲折しながら、平成 20 年過ぎぐらいにやっと流通経路に乗った経緯がございます。そして今、それが確立したことによって、このように 35.6% という高い数値が占められて、学校給食には子供たちの食育にも大変影響の深いものでございますので、いい傾向になっているかと思っております。

先ほど、地産地消のもう一方では、直売所それからスーパーはまゆう等にも地産地消を進めているという話でしたが、この直売所やスーパーはまゆうでの地産地消を進める上で、行政はどこまでかかわってあるのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

行政のかかわりということですが、先ほども申しました、ことし 7 月に策定しました第 7 次の遠賀・中間地区農業振興計画、こういった中で、中間、遠賀 4 町それと先ほどの J A、N O S A I 等の協議の中で、こういう計画を策定しております。この中で、地産地消を推進するということで、直売所への販売というような協議をさせていただいております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1 番 内海 猛年君

今その第 7 次計画の中では、どちらかといえば行政関係での話だと思うんですね。私が言いたいのは、要するに販売業者、スーパーはまゆうと芦屋町の行政が何らかの地産地消の推進のために、何らかの話をしたのかなと。直売所は当然 J A が担当しますから、その辺は可能性があるとありますが。直で、多分、農家の方が入れられると思うんですよ。自分で販路を探して。行政はあんまりかかわりを持ってないのではないかな。だから推進しようにも、お互いの気持ちがその場で通じればいいけども、なかなか行政からの支援ができていないのではないかなという気がしていましたので、ちょっとお尋ねしたんです。

それで、この福岡県の福岡県食育地産地消推進計画の中でも、やはり地元の業者関係との流通経路または販売、そういうような取り組みの協議会を設置したらどうかと。それと、ブランド化に向けては減農薬、減化学肥料などの栽培ということをやられております。やはり、行政が何

らかのかかわりを持った中でやっていかないと、なかなか地産地消はそんなに進まないのではないかと思います。

今、高齢化が進んだ中でお年寄りが家庭菜園等されますよね。多分、自家栽培して、自家消費される方が多いかもわかりませんが、行政がかかわりを持った中で、どこか販路を開いてあげると。そうしたら、農作物をつくる喜びもそこに湧いてくるのではないかなという気がしておりますので、ぜひそのような形を行っていただきたいと思います。

それからブランド化につきまして今お話がありました。田屋ねぎ、赤しそ。田屋ねぎは「かおりっこ」と言います。赤しそは「芳香しそ」。多分この会場の中で、そういうような名前を知った方はおられないのではないかなと思っています。もうこれは昔から芦屋町のブランドとして農協の方では取り扱っておられますけども、名前は知っておられないと思います。

今、ブランド化の中では岡垣では、高倉のびわ、びわ茶をつくったり、芋を使った「焼酎岡垣」、それから水巻では「でかにんにく」を使ったドレッシング。それから遠賀では「れんげ・菜の花米」ですか。水稲、要するに米のブランド米、それから遠賀米を使った「遠賀の雫」。そして一番、今度、問題になるのが、シソを使ったしそジュースが販売されています。芦屋町は昔から赤しそがブランド化なんですよね。けども、遠賀町がもう赤しそつくっているんですよ。芦屋町は何しとったんだろうかという思いですよ。ブランド化したところがつくらなくて、全く関係ないような、まあ失礼ですけども、遠賀町がそれを商品化をしているというようなお話が上がっております。私は芦屋町がそういうふうな点ではずいぶん遅れているのではないかなという気がしております。

先ほど、結球高菜といますか、お話が出ました。これを商工会の方で特産品ということでございましたけども、私、結球高菜というのを知らないんですよ。だから多分、芦屋で植わっていないのではないかなと。どこから仕入れてつくるのかなという思いがしておりますけども。このシソと田屋ねぎは昔からブランド化されています。今回の第 5 次振興計画には、ブランド化の推進ということが上がっていますよね。田屋ねぎ、それからシソを推進することもあるかもわかりませんが、新たなブランド化の品名か何かお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

先ほどの答弁でもしておりますけれども、今年度、商工会で特産品開発の一環で、芦屋産の赤しそや結球高菜を活用した検討をしておるといふ答弁をいたしました。

この結球高菜でございますけれども、中心部の葉がですね、重なってレタスのように結球する高菜をいうようございまして、国内でもまだ珍しい高菜でございます。長崎のほうでは栽培

平成 29 年第 2 回定例会（内海猛年議員一般質問）

されて商品化されているようです。

まず、この結球高菜が芦屋の気候に適するかどうかということで、2 年ほど前から試作を芦屋の農家の方がされておりまして、大体、年末 12 月から 1 月ぐらいに収穫時期になっております。ことしの 1 月に収穫した結球高菜を漬物にして、福岡のほうのデパートで販売したということも聞いております。この 2 年間、生産された農家の方にお話を聞きますと、町内での生産も十分可能であろうと、完成した漬物も少し甘く、癖になるような味ということも聞いておりますので、今後、芦屋町で新しいブランド化の取り組みになることを期待しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1 番 内海 猛年君

また芦屋町にとって新たなですね、特産品なり、ブランド化ができれば、私も期待しているところでございます。

それでは続きまして、要旨 2 点目に移らせていただきます。農業後継者や新規就農者の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

農業に限らず、漁業、第 1 次産業での後継者問題というのは、国を挙げてその対策に取り組んでおりますけれども、なかなか成果があらわれない状況とっております。

農業後継者及び新規就農者への取り組みでございますけれども、まず、国の制度には、新規就農者に対する所得の確保を目的とした農業次世代人材投資事業として、青年就農者に対して、就農前の研修を後押しする資金として年間 150 万円を最長 2 年間交付する制度や、就農直後の経営を支援する資金として年間最大 150 万円を 5 年以内交付する制度がございます。

芦屋町でも、平成 24 年に就農した青年農業者がこの制度を利用して、現在、農業に取り組んでおられます。国の制度には、ほかにも就農定着に向けた支援や機械施設導入に対する支援等がございます。

次に、担い手農家の経営の安定に資する目的で、国では経営所得安定対策としまして、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金、それと農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティーネット対策、食料自給率の維持向上を図るための飼料用米・麦・大豆などによる水田のフル活用を図る直接交付金等がございます。芦屋町の農業者もこれらの制度を活用され、経営の安定化を図られております。

芦屋町には、現在 11 名の認定農業者がおられますけれども、この認定農業者を受けることによって、低利資金の融資制度や、税制の特例等のメリットを受けることが可能となります。また、担い手への農地の集積・集約化を進めるために、福岡県が実施する農地中間管理事業がございました。

次に、芦屋町の取り組みでは、芦屋町農業委員会がごございます。昨年 4 月に農業委員会法が改正されて、本年 7 月 20 日から新たな農業委員さんからなる農業委員会により、農地に関する事務を執行していただくこととなります。

昨年の法改正により、農業委員会の主たる使命、これが農地利用の最適化。この最適化というのは、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進、これらをよりよく果たせるようにするための改正が行われております。

ほかにも、農業者に対して町が補助及び助成するものとして、水稻種子及び景観作物種子助成、農業経営体育成資金利子助成金交付金、多面的機能支払交付金等々、担い手への支援を実施しており、町内 6 つの農事組合への事務交付金、芦屋台地土地改良区が施設の大規模な修繕を実施する場合には、費用の一部を福岡県及び関係町により、負担金として支出しております。

また、5 年に一度実施される農業センサス、これの年齢別農業就業人口の 10 年間の推移がごございます。芦屋町は平成 17 年には農業者が 127 名でございましたけれども、10 年後の 27 年は 98 名で、29 名、22.8%の減少となっております。ほか郡内の水巻町は平成 17 年 150 名、これが 27 年には 96 名で、54 名、36%の減少。岡垣町は平成 17 年 621 名の農業者が、平成 27 年は 414 名で、207 名、33.3%の減少、遠賀町は平成 17 年 513 名、10 年後の 27 年には 315 名で、198 名、38.6%の減少となっております。

芦屋町の農業人口の減少率でいきますと、郡内では最低となっております。またこの年齢別人口をよく見ますと、平成 27 年の調査では、40 代と 60 代の人口が増加しております。この 60 代の増については、会社を退職、リタイヤされた方が農業に従事することによって増加しているというのは、これはまた全国的な傾向ではございます。

また、芦屋町の平成 27 年の 59 歳までの人口は 27 名となっておりますけれども、10 年前、要は 49 歳までの人口は、その当時 22 名となっておりますので、この 10 年間で 59 歳までの農業者が 5 名ふえたということになっております。郡内他町の、この 10 年間の農業者数の推移というのは、どの町も減少していることから、芦屋町は他町の状況とは少し違った傾向となっております。

このことから、芦屋町の農業者数の、この 10 年で、全体では 29 名減少しておりますけれども、70 代以降の人数が、マイナス 36 名となって、ほとんどの減の大きな要因となっております。

平成 29 年第 2 回定例会（内海猛年議員一般質問）

して、現行では 60 歳未満は 7 名の増、特に 30 代は 3 名増となっている状況でございます。この状況で、後継者問題が解決したということには考えておりませんが、今後も農業の将来を展望し、農業者の声を聞きながら必要な取り組みを実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1 番 内海 猛年君

今、農業後継者及び新規就農者のるる説明がございました。芦屋町が行っています農業関係についての補助金、ちょっと調べてみました。芦屋町、いろいろな補助事業をやっておりますが、単独でやっているのは、どちらかという、野菜価格安定化事業、要するに、野菜の価格が暴落したときに一定水準を割れば、その分を補填するという保険ですよね。保険の支払い。それから、活力ある高収益型事業、機械を導入する場合の県補助残の 10%。この 2 つぐらいは芦屋町が単独でやっている事業かと。

ちなみに、遠賀町を見てみますと、ファームガーデニング事業。要するに、レンゲの開花に合わせて 10 アール当たり 3,500 円。また開花が 50% 未満であれば 2,500 円。それと良質米の生産対策事業、これが種子の 2 分の 1。これは芦屋町もやっております。それから、営農支援事業、機械の導入で 50 万円が上限。それから農業の基盤整備事業とか、いろいろなことで単独でやっている分が結構ございます。芦屋町、先ほどの分では、そういうふうに農業後継者、農業従事者に対する補助体制は十分ですよというお話がありましたけれども、まだまだ他町から比べれば、もう少し充実すべき点があるのではないかなと思っております。

それから、農業者の就業人口ですが、先ほどのお話では 10 年間で 29 名の減ということでございますが、農業センサスを見ますと、これは今回、逆に農家数ですね。農家数が平成 17 年は 56 農家、それが平成 27 年には 43 の農家ということで、農家数が 13 件減っております。これは後継者不足、高齢者による、先ほど言われました 70 歳以上の方がリタイヤしたというのは、こういうようなところが大きな問題かと思っております。

それで、農業を営む上でやはり、高収益を上げて、魅力ある農業を育てなければいけないのに、なかなかそこまで手が伸びていない。農業の方々が日々一生懸命頑張っているのが実態ではないかという思いがしております。それで、今回提案したのが、芦屋町に特化したような新しい補助金体制、今回、いろいろな地方創生関係では、空き店舗対策または創業支援事業とかいろいろなものがメニューがございます。農業者に対してはなかなか見受けられない。だから、新規就農者が来てもなかなかメリットがないとのその点ではないかという思いがしておりますので、何かその辺について特化するような補助金の見直し等は行うおつもりがあるのかどうかお尋ねしたいと

思います。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

この後継者、それと新規就農者の問題というのは、芦屋町だけではなく、国全体の問題だと思っております。これはやはり、そこに新規就農しにくい、後継者とはなりにくいというのは、やっぱり引き継ごう、後を継ごうという方の将来の展望がなかなか見えないというのが、大きな理由ではないかというふうに考えております。そのために国でいろいろな施策等取り組んでおりますけれども、芦屋町としては、先ほど申しました年齢別のを見ると、芦屋町はちょっとほかの町とは変わって、30代ぐらいの後継者がこの10年間で3名ほどふえております。ただ、町としてはその実態がどうしてふえたのかというような把握はまだできておりません。ですから、先ほど申しましたように、本当、将来の農業、それと今の農業者の実際の声というようなものを聞きまして、必要な支援というか、取り組みを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1 番 内海 猛年君

新規就農者ですか、就農者が平成24年に1名ふえただけで、後は全然ふえていませんよね。その後新規の方がおられない。新規就農する場合には、下限面積というのがございまして、農地を50アール、要するに5,000平米取得しなければ農業者にならないという規定もありますので、なかなかクリアできないところもありますが、ただ、やはり魅力がないとなかなか難しいのではないかという気がしております。

それから、芦屋町の実態の中で、先ほど課長が申されました、要するに若い世代の方が芦屋は多いという実態がございまして。これは郡内から比べてもJA青年部、結構芦屋の若い人が占めておりますので、いい傾向だなと思っております。ただ、後継者としてなられた方は、ほとんどがやっぱり大規模農家、芦屋町においては大きな農業経営者だけですよね。普通の小さい部分については、ほとんどが別な職について、なかなか農業の後を継ぐという方はおられないような状況ですので、その辺も十分注意しながら農業の、また新規就農者の推進を行っていただきたいと思っております。

それでは次に3点目、耕作放棄地及び遊休農地の対策と市民農園の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

平成 29 年第 2 回定例会（内海猛年議員一般質問）

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

町内の耕作放棄地面積は、この 5 年間で約 1 万平米を推移しております。農用地区内の遊休農地面積は、平成 24 年度は 2.8 万平米、25 年度は 1.9 万平米、26 年度は約 1.8、27 年度は 1.7、28 年度は 2.2 万平米と大体 2 万平米当たりを推移しております。

国では、耕作放棄地再生利用緊急対策として、荒廃農地を再生する取り組みを支援する取り組みを実施しております。県では、先ほども申しましたけれども、農地中間管理機構による、担い手への集積・集約化に取り組んでおります。これで、芦屋町農業委員会では、毎年農地の利用状況を調査して、遊休農地の適正な利用の増進及び耕作放棄地の発生防止を図るために必要な措置を講じることとなっており、農地中間管理機構とも連携しながら、遊休農地対策に取り組むこととなっております。この農業委員会の農地の利用状況調査において、今後は所有者の利用意向をしっかりと把握することで、耕作放棄地及び遊休農地の解消に取り組みたいというふうに考えております。また、町としても後期基本計画の主要施策の中で、耕作放棄地及び遊休農地の有効活用を図るため、市民農園等の整備など活用方法の検討を行う計画でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1 番 内海 猛年君

今、耕作放棄地約 1 万平米、遊休農地約 2 万平米という御回答がありました。この放棄地、遊休農地が一番問題になるのが、農用地区域内の、要するに遊休農地、耕作放棄地でございます。なぜかといいますと、農業委員会法の改正で農用地区域内の農用地についての、要するに、農用地以外の他の用途での転用が基本的には不許可という取り扱いになりました。よっぽどのが、要するに、公共団体がやるとか、いろいろな条文がありますけれども、基本的には農用地内の農地については転用はできませんよというのが今回明言されております。それで、農用地内の農用地、遊休農地について、これから高齢化によってどんどん、どんどんお年寄りがふえ、リタイヤされた方、それ以後の維持管理ができないような状態が続く。そうすれば、農用地内の農用地が荒れていく、そういうような実態がふえてくるのではなからうかと。当然、自分のところで農作物を作付されているところはよろしいんですが、そういうふうに荒れた農地を放置しますと、雑草が生え、病害虫が発生し、近隣の農作物なりに影響が出てくるという実態がございます。ただ、この農用地内の農用地を放置するわけにはいきません。何らかの手だてはする、先ほど課長から答弁がありましたように、その使命として農業委員さん、私も農業委員、今現在やらせていただいておりますが、使命がございます。ただ、農業委員会もお金を持っているわけではないし、ただ

現場を見て、ああでもない、こうでもないという議論をするだけの話です。やはり中間管理職、要するに農地銀行といえますか、1 回そこに預けて、借り主を探すという体制なんですけど、借りろうにもその農地が、要するに条件整備が整ってなければ、借りれないわけですよ。自分がその農地に投資してまで借りるかという話ですよ。それはまずできない。要するに、いつでもすぐそれを借りて栽培できる場所は借りるけども、もう何年も経って荒地であれば、まず借りないでしょう。そしたら、リタイアされた農家の方に、または地主さんにこれを元通りに直して、借りられるような状態にしてくださいよといっても、これは無理な話ですよ。まずされないでしょう。それで、そこでどうすればいいかと。なかなか難しい問題ですが。やはりそこで芦屋町が何らかの手を差し伸べて、儲けまではないでしょうが、整備をしてあげるとか、いくらかの補助金を出してあげるとか。やはり優良農地ですから、そのまま眠らせるのは大変もったいないと思うんですよ。

田屋の裏耕地、これは平成 12 年に国の汎用事業を使って、区画整理を行っております。農家の方が皆自分のお金を出し合って、きれいな圃場になっているんですよ。それを一部のところは、もう大きな雑木が生えたりして、使われない状態が続いております。我々、農業委員会として、視察に行く、現地調査をするんですが、農業委員会としてはどうしようもできない。ただし、いつでもつくれる農地であれば、何とかなるんでしょうけども。そういう荒れた農地は全く手つきません。担当の地域づくり課でも借り手、借主の意向調査などをしていますけども、まずそれも不可能でしょう。だから何らかの施策が必要ではないかなという気がしております。ぜひこの件については、検討していただければと思っております。

それから市民農園についてお話がございました。これは前の産業観光課長、今、中西課長がおられますけど、中西課長の折に、浜口のパチンコ屋の跡地、要するに航空自衛隊の土地を活用して、市民農園という計画がございましたけれども、なかなか条件整備がそろわなくて、これが不調に終わっております。

第 5 次マスタープランの後期計画には、この市民農園のことも上がっております。だから、今言ったように、遊休農地の有効活用の中で、答弁がございましたけれども、やはり、市民農園をしていただく。開設をなんとかこぎつけていただけるということも考えるべきではないか。圃場として、大変すばらしい圃場ですので、その辺は充分御検討していただければと思っております。今後の課題になりますけれども、いろいろ申しあげましたけれども、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それから、要旨第 4 点目、山鹿裏耕地の冠水対策の進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

過去の一般質問でも山鹿地区の冠水対策について、当時の地域づくり課長であります内海議員さんも回答されておりますけれども、その内容も踏まえながら答弁させていただきます。

過去の大雨による冠水は、田屋地区の山鹿裏耕地及び山鹿小学校裏の北側及び正津ヶ浜地区で道路や田畑が冠水しておりました。原因については、短時間での豪雨、ゲリラ豪雨。それや遠賀川河口の水位による唐戸水門のフラップゲートの閉鎖、農繁期の汐入水門の閉鎖、山鹿排水機場の排水能力等々が要因として考えられます。

現在、福岡県が農業水利施設保全対策事業として、汐入川の本線及び支線の一部老朽した護岸の改修及び土砂の浚渫、支線排水路の更新工事を実施しております。また、本年 3 月に、はまゆう団地下の平石から正津ヶ浜の間約 220 メートルの間の農業用水路の水草や土砂の浚渫を実施しております。これらの改修及び浚渫により、必要な断面積を確保することが、冠水対策の一環と考えております。また、他の農業用水路には土砂の堆積した箇所もありますので、今後、必要に応じて対応していきたいというふうに考えておりますけれども、用水路に堆積した土砂が、明らかに畑の土が流れ込んだ形跡もございますので、そういった場合は農家の方に、農地の適正な管理をお願いしたいと考えております。なお、正津ヶ浜地区の汐入川の支線で底部が一部狭くなった箇所がございます。これは、支線の改修時に県と対策を協議しながら対応したいというふうに、現在考えております。

また、山鹿排水機場の操作につきましては、操作員 2 名の方がいらっしゃいますけれども、それらの操作員さんの知識と技能の向上を図るため、毎年研修を行っております。また、流れの妨げにならないように、その上流域のごみの除去等を定期的実施しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1 番 内海 猛年君

今、山鹿の裏耕地の冠水対策ということで御答弁がありました。この問題は平成 23 年の 3 月定例会で川上議員が一般質問され、当時の都市整備課長が 24 年度に実施計画を委託し、25 年度以降に工事实施を検討するという御回答。それから、26 年の 6 月の定例会では貝掛議員が一般質問され、その当時の都市整備課長は、費用対効果を含め、詳細な検討を行った上で、芦屋町として方針を決定する必要があるという答弁がされています。

今、担当課長の答弁の中で、県が実施しています護岸工事、それから排水機場のこと、表耕地では正津ヶ浜の公民館前が冠水しておりました。それから山鹿小学校の裏手の町営住宅のアパート前も冠水しておりました。アパート前の道路については、約十五、六センチぐらいかさ上げし

平成 29 年第 2 回定例会（内海猛年議員一般質問）

た。それから汐入川、要するに表耕地の汐入川は平成十四、五年くらいから 3 期に分けて浚渫工事を行いました。そういうふうな関係でほぼ解消されたのではないかなど。ただ裏耕地については、まだ何もされていない。今のお話の中では、はまゆう団地の坂の下から正津ヶ浜のところまでの浚渫工事、これ、ことしの 3 月ぐらいにやられたということだけでございます。まだ完全なる抜本的な改革にはなっていないわけです。

それで御回答がありましたように、一番ネックなのは、その田屋の裏耕地からの水路から、要するに正津ヶ浜のところに入って来る狭隘の、狭い所の水路、これが大きな原因だと思っております。解決策としては、これを要するに拡幅することが一番でしょうけども、なかなか拡幅が、横に隣接する家屋もございますので、崩壊のおそれとかいろいろなことがあって、なかなか難しいかもわかりませんが、一部敷設かえをすとか、または敷設かえが無理であれば、丸の内のほうで、要するに、昔の何ですか、雑排水を除去するための山鹿小学校の裏手に丸の内ポンプがございませよ。そして、このポンプをポンプアップしてから、今、折尾鉄工のところまで排水しています。ちょっと長いんですけども。そういうふうな対応をされています。それと同じように田屋の野菜洗い場のところからポンプアップをすとか、そういうふうな対策も必要ではないかなど。今現在、あれから数年来大雨は来ておりませんが、またいつ異常気象があつて、こういうふうな事態が起こるかわかりません。その辺の抜本的な改革について改正といいますか、改良についてのお考えはございますでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

裏耕地の冠水については、ここ二、三年は起きておりません。抜本的な改革の計画はございませんけれども、正津ヶ浜地区の、先ほども申しましたけれども、一部狭隘になっている箇所については、要は流量の確保ができるかできないかという観点で、県ともこの支線改修の時に協議をして、少しでも流量を確保できるような改修ができるような協議を行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1 番 内海 猛年君

県との協議をすということでございますので、できるだけ早い時期に実施をしていただきたいと思っています。

それから、先ほど、はまゆう団地の坂の下から正津ヶ浜の入り口の所まで浚渫したという

平成 29 年第 2 回定例会（内海猛年議員一般質問）

220メートルですが、お尋ねしますけれども、はまゆう団地の入り口、要するに観光道路の入り口ですよね。あれから田屋の野菜洗い場の間が、多分まだ土砂が埋まっていると思いますけど、そこの浚渫は、計画か何かございますか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

現在のところ、そのはまゆう団地の入り口から野菜洗い場のところの全線の浚渫の計画はございません。ただし、担当がその場、現場、現場を見に行っていますね、その状況を把握しながら、必要な時に必要なところを浚渫していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1 番 内海 猛年君

今、現場という話も出ました。できるだけ現場を抱えている部署につきましては、いろいろ状況調査をしながら、的確な行政をやっていただきたいと思います。

それでは最後になりますけれども、芦屋町の動きを見ていますと、空き家対策、それから創業支援事業、定住促進対策、稚魚の放流など多彩な取り組みをされておられますが、農業分野については、後期基本計画に示された施策はまだまだ進んでいないような気がしております。

そこで最後ですが、町長に今後の芦屋町の農業振興をどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

最後にお応えさせていただきます。非常に内海議員、なかなか農業施策、オーソリティーでございまして。あまり弁舌さわやかなので、皆さん気持ちよくお聞きになられておったようでございますが。

後期基本計画28年度から32年度まで5カ年の計画であるわけですが、本年度はその2年目となります。確かに、御指摘のようになかなか遅れております。2年目とは言いながら、遅れておるといような情けないことではございまして、まだ準備等が進んでいないようで。計画では担い手の育成支援及び農地の有効利用、農業基盤整備を進めるもので、5項目の施策、2項目の目標値を定めておるわけですが。やはりこれは、必ずや実践しなければならない5項目と2項目であろうかと思っております。先ほど来より担当課長が述べたように、いろいろな取り組みの

平成 29 年第 2 回定例会（内海猛年議員一般質問）

計画があるわけですが、これらの施策につきまして、今後 4 年間計画下において達成すべく、進めていかなければならないことだと承知しております。

芦屋町では関係者の努力により、若手で意欲のある農業経営者が育ってきているというのはもう事実であるわけですが。このようなよい環境をさらに進めていくため、町といたしましてもいろいろな補助制度、農業経営者の声を聞きながら支援したく考えております。私も近々、若手農業経営者と懇談会をするようにいたしております。直に若手農業者の方の声を聞いて、やはり悩みはあろうかと思えます。将来の不安はあろうかと思えます。そういうことで、せっかく担っていただいたおるので、声をじっくり聞かせて、反映させていただきたいと思っております。

また本年 7 月から新たな農業委員会制度が始まります。この委員会のもとで活発な御議論をしていっていただき、なお一層の芦屋町農業振興に関する御助言をいただきたいと思っております。

農業委員会、新たな組織になりましたので、芦屋町の農業施策なかなか職員も素人、本当に素人なんですけど、普段のかかわりというのが余りないんですね、ぜひとも農業委員会さんがリーダーシップを発揮していただければ、芦屋町の農業の活性化が推進できるのではないかと感じております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1 番 内海 猛年君

ありがとうございました。それでは私の一般質問をこれで終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、内海議員の一般質問は終わりました。